

短期療養給付

〈天災補償特約付所得補償保険【損害保険】〉

「短期療養給付」への加入は本人の「グループ共済」への加入が条件となります。

制度の特長

Point 1

病気やケガで所定の就業不能になった場合
(入院・医師の指示による自宅療養時)
『長期療養収入補償制度』では補償されない短期の就業不能に対応。
1年を限度に、月額5万円または10万円を補償します。

Point 2

病気やケガで所定の
就業不能にならなかった場合
年間掛金の一律20%が還付されます。(無事故戻し)

給付内容

7日
免責

月額5万円または10万円を給付いたします。

1年間を限度

1年間無事故なら、
掛金の20%が
還付されます。

加入資格

本法人…広島県学校生活協同組合の組合員でグループ共済に加入している(今回加入する場合を含みます)申込書記載の告知内容に該当し満18歳以上満59歳以下(2011年1月1日現在)の方

【告知内容】

【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

月額掛金

(単位:円)

年齢区分	免責期間	補償対象期間	保険金月額5万円 (T1コース)	保険金月額10万円 (T2コース)
18~19歳	7日	1年	220	1,090
20~24歳			310	
25~29歳			350	
30~34歳			440	
35~39歳			540	
40~44歳			680	
45~49歳			810	
50~54歳			940	
55~59歳			1,010	

※保険金月額10万円(T2コース)は35歳以上のお取り扱いとなります。

※掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※年齢は2011年1月1日現在の満年齢です。

※掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)
- 保険期間の変更
- 掛け金の払込方法の変更など

※免責期間は7日です。

※保険金月額5万円・保険金月額10万円のいずれか1コースを選択してください。

※掛け金は男女同一です。